

四日市市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市手数料条例等の一部を改正する条例

(四日市市手数料条例の一部改正)

第1条 四日市市手数料条例(平成12年四日市市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収時期等) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。</u> <u>3</u> (略)	(手数料の徴収時期等) 第3条 (略) <u>2</u> (略)

(四日市市税関係手数料条例の一部改正)

第2条 四日市市税関係手数料条例(平成12年四日市市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収時期等) 第4条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第</u>	(手数料の徴収時期等) 第4条 (略)

<p><u>231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> (略)</p>
---	---------------------

(四日市市租税特別措置法関係手数料条例の一部改正)

第3条 四日市市租税特別措置法関係手数料条例(平成12年四日市市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財政経営部財政課)